

津波発生時における施設等の提供協力についての特記事項

第1 目的

津波発生時又は発生するおそれがある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、津波から避難する者（以下「津波避難者」という。）に対して、一時的に当該施設の共用部分を開放し、迅速な避難を支援するため、指定管理者は横浜市と協力し必要な措置を行う、或いは発生に備えることとする。

第2 対象住宅

本特記事項の対象施設は、次のとおりとする。

所在地	横浜市鶴見区生麦一丁目3番1号
施設名	市営生麦住宅
所在地	横浜市中区小港町1丁目1番地の5
施設名	市営ビューコート小港
所在地	横浜市中区不老町3丁目15番地の2
施設名	市営不老町住宅
所在地	横浜市中区新山下三丁目14番1号
施設名	市営ベイサイド新山下住宅
所在地	横浜市磯子区森三丁目1番19号
施設名	市営磯子住宅
所在地	横浜市磯子区滝頭三丁目8番6号
施設名	市営滝頭住宅
所在地	横浜市金沢区並木一丁目5番
施設名	市営金沢住宅（高層棟）
所在地	横浜市金沢区並木一丁目1番
施設名	市営金沢第二住宅
所在地	横浜市金沢区柴町366番地
施設名	市営金沢柴町住宅

第3 発災時の対応

（1）指定管理者は、津波警報若しくは大津波警報の発表、またはそれに伴う避難勧告、避難指示が発令されたとき（以下「津波警報等」という。）、津波避難施設としての機能を果たせるよう、市営住宅周辺の住民についても建物の3階以上へ避難できるよう必要な措置を講じるものとする。

（2）津波避難者の受入れは、津波警報等が解除された時点で終了するものとする。

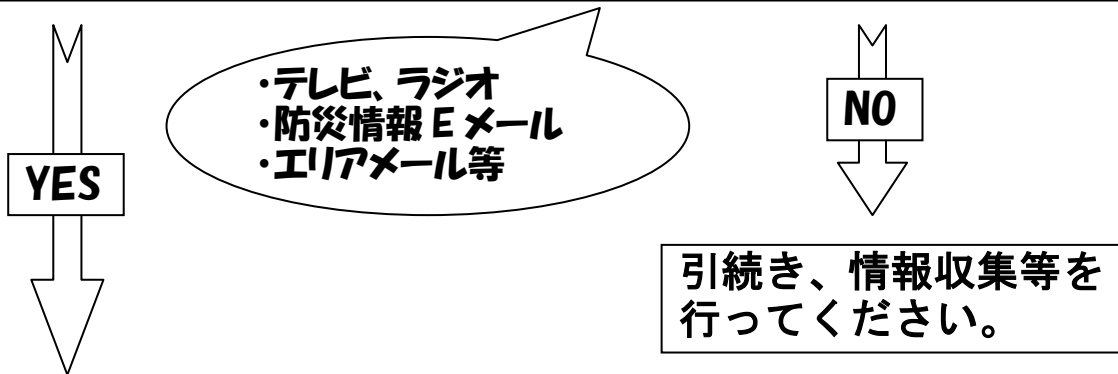
（3）指定管理者は、前項の規定により津波避難者の受入れが終了した後において、なお施設から退去しない津波避難者がいるときは、横浜市と協力し津波避難者の退去を行うものとする。

第4 その他

指定管理者は本特記事項に定めるもののほか、実施について必要な事項は、その都度横浜市と協議して定めるものとする。

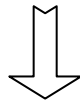
津波避難施設業務フロー

地震発生等に伴い、
津波警報の発表、避難勧告・避難指示の発令
があったか？

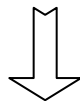


避難者の受入（通路など共用部）

- ・津波に関する情報収集、施設の亀裂・傾きなどの被害情報の収集、横浜市・自治会との情報共有など、可能な範囲で行ってください。



津波警報の解除 避難勧告・避難指示の解除



津波避難施設の閉鎖

- ・避難者へ、津波警報が解除された旨を伝え、避難施設を閉鎖するための退去を促してください。退去しない避難者がいる場合は横浜市に連絡してください。
- ・避難者の退去後、施設周辺に火災などの危険がなければ、避難者受入に伴う施設の損傷等の有無を点検し、写真などにより、可能な限り記録の保存に努めてください。